

総務委員会資料

平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第4号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成29年2月8日
総務企画局

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号 (略)</p>	<p>○川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 昭和34年10月10日条例第30号 (略)</p>
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p>
<p>第8条の2 任命権者は、子 <u>(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</u> であって、<u>当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。)</u> (小学校就学の始期に達するまでのものに限る。) のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>第8条の2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>
<p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(前条の規定による正規の勤務時間を超える勤務及び週休日における勤務をいう。以下同じ。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあっては、この限りでない。</p>	<p>2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(前条の規定による正規の勤務時間を超える勤務及び週休日における勤務をいう。以下同じ。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあっては、この限りでない。</p>
<p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理する</p>	<p>3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理する</p>

改正後	改正前
<p>ための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあっては、この限りでない。</p> <p>4 <u>前3項</u>の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。）（小学校就学の始期に達するまでのものに限る。）</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が当該子を養育</u>」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と、第1項中「<u>深夜に</u>」とあるのは「<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に</u>」と、第2項中「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （休暇の種類）</p>	<p>ための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務にあっては、この限りでない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と、「<u>深夜に</u>」とあるのは「<u>深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に</u>」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が当該要介護者を介護</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （休暇の種類）</p>

改正後	改正前
<p>第9条 職員の休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 年次休暇 (2) 病気休暇 (3) 特別休暇 (4) 介護休暇 <u>(5) 介護時間</u> <u>(6) 組合休暇</u></p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる休暇は、有給とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(介護休暇)</p>	<p>第9条 職員の休暇の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 年次休暇 (2) 病気休暇 (3) 特別休暇 (4) 介護休暇</p> <p><u>(5) 組合休暇</u></p> <p>2 前項第1号から第3号までに掲げる休暇は、有給とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(介護休暇)</p>
<p>第12条の2 職員は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、<u>任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、介護休暇を受けることができる。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内</u>において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条後段の規定により読み替えられた給与条例第12条の規定により算出された勤務1時間当たりの給与額を減額するものとする。</p>	<p>第12条の2 職員は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、介護休暇を受けることができる。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内</u>において必要と認められる期間とする。<u>ただし、これにより難しいことがやむを得ないと認められる場合は、人事委員会規則で定める期間を限度として、必要と認められる期間とすることができる。</u></p> <p>3 介護休暇については、給与条例第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条後段の規定により読み替えられた給与条例第12条の規定により算出された勤務1時間当たりの給与額を減額するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>(介護時間)</u></p> <p><u>第12条の3 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、介護時間を受けることができる。</u></p> <p><u>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。</u></p> <p><u>(組合休暇)</u></p> <p><u>第12条の4 職員は、登録された職員団体の規約に定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合には、人事委員会規則の定めるところにより、組合休暇を受けることができる。</u></p> <p><u>2 組合休暇の期間は、職員が任命権者の承認を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。ただし、1年につき30日を超えることはできない。</u></p> <p><u>3 第12条の2第3項の規定は、組合休暇について準用する。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u><新設></u></p> <p>(組合休暇)</p> <p><u>第12条の3 職員は、登録された職員団体の規約に定める機関で人事委員会規則で定めるものの構成員として当該機関の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合には、人事委員会規則の定めるところにより、組合休暇を受けることができる。</u></p> <p><u>2 組合休暇の期間は、職員が任命権者の承認を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事する期間とする。ただし、1年につき30日を超えることはできない。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。</u></p> <p>(略)</p>